

平成28（皇紀2676）年7月4日

株式会社 育鵬社  
代表取締役社長 久保田 榮一 殿

教育を良くする神奈川県民の会  
代表 新井 三 男



平成32（2020）年度使用歴史教科書編集についての提言

盛夏の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
また日頃は、教科書事業を通じ、我が国の教育再生にご尽力を戴いておりますことに敬意を表します。

平成28年度より全国の中学校では、新しく検定合格した教科書の使用が開始されました。貴社発行の『[新編] 新しい日本の歴史』も、神奈川県内では横浜市及び藤沢市の公立中学校にて、既に授業に使用されています。

さて昨年、国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）の世界記憶遺産に、中国が申請した「南京大虐殺文書」が登録されました。日本政府は文書の「完全性や真正性」に疑問を呈し、「中立・公平であるべき国際機関として問題」とユネスコを批判するとともに、審査過程の透明性の確保など制度改善を求めています。しかしこれにより学校での偏向教育に拍車がかかる恐れもあります。

さらに、昨年検定合格となった中学校歴史教科書では、南京事件について「日本軍は、1937年末に首都の南京を占領し、その過程で、女性や子供など一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺害しました（南京事件）。（側注）この事件は、『南京大虐殺』とも呼ばれます。被害者の数については、さまざまな調査や研究が行われていますが、いまだに確定していません」（東京書籍）、「12月に占領した首都の南京では、捕虜や住民を巻き込んで多くの死傷者を出しました。（側注）このときのできごと（南京事件）は、戦後の極東国際軍事裁判（東京裁判）で明らかにされました。犠牲者の数などについてはさまざまな説があります」（教育出版）などと記述されています。

貴社の歴史教科書では、本文には記述がありませんが側注で、「このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死者が出た（南京事件）。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている」と記載されています。一方、自由社の歴史教科書は「南京事件は中国共産党によるプロパガンダで、事件自体が存在しない」との理由で記載しませんでした。＊

本年3月発行の「別冊正論26『南京』斬り」は、『大虐殺』は蒋介石と中共の「国共合作、——ウソと実像を見極める——」のサブタイトルで多くの論文を掲載していますが、近年の実証研究では、非戦闘員である一般市民への組織的虐殺などはなかったことが定説となりつつあり、中国のプロパガンダとする説も有力になっています。

それにも拘わらず、歴史教科書に安易に「南京事件」を記載することは、「大虐殺」

なるプロパガンダに根拠を与えかねません。

このような背景から、貴社が来る平成32（2020）年使用の『[新編] 新しい日本の歴史』（H32 改定版）の編集に着手されるにあたり、「南京事件」に関わる記載について再検討していただきますようお願い申し上げます。

脚注＊：本年6月発売の『正論7月号』（SEIRON2016 7）では、「歴史発掘スクープ3連弾！」として、中国共産党によるプロパガンダである「南京大屠殺」世界記憶遺産登録に関する信憑性疑念と虚構である旨の記事が満載である。

以上